

令和5～6年度 風しんの追加的対策事業の実施について (風しん抗体検査・風しんの第5期定期接種)

1、内容

新居浜市では、国が行う風しんの追加的対策を基に、風しんに係る予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日～昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対し、風しんの感染予防と、先天性風しん症候群の発生の予防を図るため、まず風しん抗体検査を受けて頂き、検査の結果十分な風しんの抗体が無い方に予防接種を行います。

2、実施期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日

3、対象者

昭和37年(1962年)4月2日～昭和54年(1979年)4月1日生まれの男性(個人に通知)

4、クーポン券の有効期限について

令和4年度末までにクーポン券の使用が無いかたには、令和5年5月下旬頃に再度クーポン券が発行されます。令和5年度に発行するクーポン券の有効期限は、令和7年2月28日です。

令和6年度はクーポン券の発行は無く、推奨はがきが送付される予定です。

有効期限が切れたクーポン券をお持ちの方で、新しいクーポン券が届く前に抗体検査及び予防接種を希望される方は、保健センターで新しいクーポン券発行の手続きが必要になります。

令和5年4月以降、抗体検査及び予防接種を受ける方は、必ず有効期限内のクーポン券を使用して下さい。

5、費用負担 全額公費負担(無料)

6、検査・接種の際に持っていくもの(抗体検査・予防接種共通)

- 本人確認書類 → 運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど
- クーポン券 → 有効期限内であることと、クーポン券に記載された住所地の市町村名と住民票のある市町村が一致している事を確認してください。

詳しい内容は

はびねす内科クリニック までお気軽にお問い合わせください。



地域医療に貢献します

はびねす内科クリニック

新居浜市一宮町二丁目6番72号

TEL (0897) 35-3001・FAX (0897) 35-3002